

社会福祉法人 厚仁会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 厚仁会（以下「当法人」という。）役員（理事及び監事）及び評議員・評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする。）の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

2 職員を兼務する役員は、職員の給与規定・雇用契約に基づき職員給与を支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等には理事会・評議員会・評議員選任・解任委員会及び理事長が承認した法人業務の執行等による出席に要する費用を代償する。ただし当法人が運営する職員を兼ねる役員等には支給しないものとする。

(費用弁償の額)

第4条 費用代償の額は、利用する交通手段の種類にかかわらず1回につき5,000円とする。

(報酬等の支給日)

第5条 職務を兼務する役員は、支払日及び支払い方法は給与規定に準ずるものとする。

2 非常勤役員及び評議員・評議員選任・解任委員の報酬等は、必要の都度支払うものとする。

(改廃)

第6条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規則は、平成29年6月27日（評議員会の議決日）から施行する。